

# 令和健康科学大学における副学科長に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、令和健康科学大学（以下「本学」という。）学則第59条により、副学科長に関して、必要な事項を定める。

## (副学科長)

第2条 各学科に、学部長及び学科長を補佐するため副学科長を置くことができる。

## (選考の基準)

第3条 副学科長は、当該学科の専任教授で、人格、識見ともに優れ、教育、研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、副学科長としての職務を処理し得る者とする。

## (副学科長の選考)

第4条 副学科長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 副学科長の任期が満了するとき。
- (2) 副学科長の辞任の申し出を理事長が承認したとき。
- (3) 副学科長が欠けたとき。
- (4) 新たに学長、学部長又は学科長が選任されたとき。

2 副学科長の選考は、前項第1号に該当するときは任期満了の30日以前に、同項第2号から第4号に該当するときはその事由の生じた後、速やかに行う。

## (副学科長の任期)

第5条 副学科長の任期は2年とする。ただし、前条第1項第2号から第4号の場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 副学科長は再任することができる。

## (候補者の推薦)

第6条 学長は、学部長の推薦に基づき、副学科長候補者を選考し理事長に推薦する。

## (解任)

第7条 学長は、副学科長が各号のいずれかに該当するときは、当該副学科長の解任を理事長に上申する。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他学長が副学科長に適しないと認めるとき。

(副学科長の任命等)

第8条 副学科長の任命は、理事長の承認に基づき学長が行う。

2 副学科長の解任は、理事長の承認に基づき学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

但し、本規程施行時に在職している副学科長の任期は、第4条に定める期間に関わらず、令和6年3月31日までとする。